

○四国地方整備局告示第16号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成29年3月8日

四国地方整備局長 名波 義昭

第1 起業者の名称 高知県

第2 事業の種類 県道土佐伊野線改築工事（高知県吾川郡いの町大内字ムロヤシキ地内から同町大内字寺屋敷地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 高知県吾川郡いの町大内字ムロヤシキ、字カトヤ、字シキノクホ及び字寺屋敷地内

2 使用の部分 高知県吾川郡いの町大内字ムロヤシキ、字カトヤ、字シキノクホ及び字寺屋敷地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、高知県吾川郡いの町大内字大平山地内から、同町大内字寺屋敷地内までの延長1,259mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道土佐伊野線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道土佐伊野線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により、高知県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により高知県が道路管理者であること、また、本件事業に必要となる予算措置も講じていると認められることから、起業者である高知県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

（1）得られる公共の利益

本路線は、高知県土佐市宇佐町地内の県道須崎仁ノ線との接続点を起点として、土佐市市街地を通過し、吾川郡いの町波川地内の一般国道33号との接続点を終点とする延長約15kmの主要幹線道路であり、土佐市といの町を南北に結ぶ主要なルートとして、産業・経済の発展及び地域住民の日常生活を支えている重要な道路である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、いの町立川内小学校の通学路に指定されるなど、地域住民の通勤通学、買い物等の日常生活に広く利用されている重要な道路であるにもかかわらず、歩道のない相互通行の1車線道路であることから、自動車交通量が多い中、歩行者は、車道の通行を余儀なくされており、また、車両の行き違いが困難であることから、交通事故の危険性が非常に高く、平成25年以降だけでも14件の事故が発生しており、安全で円滑な通行に支障をきたしている。

本件事業の完成により、必要な幅員や歩道が確保された線形等の良好な道路が新たに整備されることになり、通過交通のほとんどが現道から本件区間に移行し、また、自動車と歩行者の交通が分離され、現道の機能が補完・代替されることとなり、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気質に関して環境への影響について検討を行った結果、いずれも環境基準等を満たすものと予測されており、本件事業が生活環境等に与える影響については、軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者の調査によると、本件区間及びその周辺の土地において、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているシルビアシジミ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ等に加え、これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されているが、本件事業により生息地が改変されることはほとんどなく、また、同様の生息環境が周辺に広く分布しているため、本件事業による影響は軽微であると予測されている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、歩行者及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保を主たる目的として、高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成24年条例第52号。以下「高知県条例」という。）による第3種第3級の規格に基づき、バイパス方式により2車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、高知県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画については、現道拡幅案、現道東側バイパス案（以下「申請案」という。）及び現道西側バイパス案の3つの案について検討が行われている。これら3案については、工事施工の難易度について大きな差は無いが、申請案は、3案中最も宅地への影響が小さく、また、移転が必要となる民家が最も少なく、総事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、車道幅員が狭小であり、歩道が整備されておらず、交通事故の危険性が非常に高いことから、できるだけ早期に自動車及び歩行者の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、いの町長より、本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外は使用の範囲としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 高知県吾川郡いの町役場